

薬生総発 0827 第 1 号
薬生監麻発 0827 第 1 号
平成 30 年 8 月 27 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（公印省略）
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

平成 29 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。平成 26 年度からは、一般用医薬品のインターネット販売の状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行っており、今般、平成 29 年度の調査結果を取りまとめたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査では、店舗での販売においては、要指導医薬品及び第 1 類医薬品に係る調査項目の遵守率が全体的に改善あるいは、ほぼ前年度と同様であった一方、「従事者の名札等により専門家の区別ができた」が 79.7%（薬局 73.9%、店舗販売業 82.2%、前年度 83.2%）、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」が 61.3%（薬局 69.7%、店舗販売業 61.0%、前年度 63.4%）であるなど、前年度に引き続き、遵守率が低下している項目が見られます。

また、インターネットでの販売においては、第 1 類医薬品の相談における「相談に対応した者の資格が薬剤師であった」が 51.3%（前年度 70.1%）、第 2 類医薬品等の相談における「相談に対応した者の資格が薬剤師または登録販売者であった」が 25.5%（前年度 33.9%）、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」が 36.6%（前年度 45.9%）であるなど、前年度に比べて遵守率が低下している項目が見られ、薬局・店舗販売業において販売ルールが徹底されていない結果が確認されています。

については、今回の調査で遵守率が不十分であった項目等を中心に監視指導の強化を行うとともに、販売に従事する薬剤師、登録販売者の資質向上に係る研修等について周知徹底いただき、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底をお願いします。